

有機飼料の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文
 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）

（傍線の部分は改正部分）

新		旧	
（定義） 第3条 [略]		（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	
用語	定義	用語	定義
[略]	次条の基準に従い生産された飼料であって、原材料（次条原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重量に占める当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び同欄2に掲げるものを除く。）乳（有機乳（有機畜産物のうち乳をいう。以下同じ。）を除く。）水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機飼料	次条の基準に従い生産された飼料をいう。
[削る。]	[削る。]	有機乳	有機畜産物のうち乳をいう。
[略]	[略]	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
[略]	[略]	飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。
[略]	[略]	サイレージ	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。
[略]	[略]	転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。
（生産の方法についての基準） 第4条 [略]		（生産の方法についての基準） 第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	
事項	基準	事項	基準
[略]	[略] 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] 2 [略]	原材料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品（ただし、乳製品以外の畜産物を含むものを除く。以下同じ。） (3) 有機乳 (4) 有機飼料 2 有機飼料用農産物（飲食料品に供されない農産物であつて、その有機飼料を製造し、又は加工する者により有機農産物の日本農林規格第4条の基準（ただし、

	<p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（2に掲げるものに限る。）原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 飼料添加物（抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合には、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限り、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。</p>
原材料の使用割合	原材料（この表原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重量に占める同欄3から5までに掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
[略]	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。ただし、サイレージを生産する場合にあっては、別表1の調整用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）に限り使用することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p>

	<p>多年生の牧草を生産する場合にあっては、有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前に3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあってはその最初の収穫前に2年以上」と読み替えるものとする。）に従い生産された農産物をいう。）</p> <p>3 1及び2以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。</p> <p>(1) 乳以外の畜産物</p> <p>(2) 原材料として使用した有機農産物、有機乳、有機飼料及び有機飼料用農産物と同一の種類の農畜産物</p> <p>(3) 放射線照射が行われたもの</p> <p>(4) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの</p> <p>4 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>5 3又は4の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>6 食塩</p> <p>7 水</p> <p>8 石灰石、貝化石、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土（以下「石灰石等」という。）並びに化学的処理を行っていない石灰石等に由来するものであって、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びけい酸のうち化学的に合成された物質が添加されていないもの</p> <p>9 飼料添加物（抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限り、8に掲げる飼料添加物の入手が困難な場合は、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。</p>
原材料の使用割合	原材料（食塩及び水を除く。）に占めるこの表原材料の項基準の欄3から5までに掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。ただし、サイレージを生産する場合にあっては、別表1の調整用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）に限り使用することができる。</p> <p>2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品、有機乳及び有機飼料は、他の農畜産物又はその加工品が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>4 放射線照射を行わないこと。</p> <p>5 この表原材料の項及び原材料の使用割合の項の基準並びにこの項1から4までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された飼料が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>

別表 2

薬 剤	基 準
[略]	[略]
植物油及び動物油	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
食用に用いられる植物の抽出物	化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合に限る こと。

[略]

別表 2

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
植物及び動物油	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラチン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カゼイン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
こうじかび菌由来の発酵産物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シイタケ菌糸体抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
クロレラ抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
キチン	天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する 目的で使用する場合を除く。
ミツロウ	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
珪酸塩鉱物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイソウ土	
ベントナイト	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
珪酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重曹	
二酸化炭素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	捕虫器に使用する場合に限ること。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限 り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除 く。

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。